

告示

埼玉県告示第四百七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六号の規定により、入間第二用水土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十七年四月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	齊藤修	埼玉県狭山市狭山五番十五号
同	鈴木弘	埼玉県川越市大字豊田本十番地
同	利根川政義	埼玉県川越市大字北田島百四十二番地
同	山下敏郎	埼玉県飯能市大字平松二百五十番地一
同	島村芳孝	埼玉県日高市大字高萩二千七十番地二
同	平野明雄	埼玉県狭山市笹井三丁目二十六番十一号
同	宇佐美日出夫	埼玉県狭山市柏原七百六番地の三
同	水村治雄	埼玉県日高市大字下鹿山二十四番地
監事	栗原勝	埼玉県川越市大字山城六十一番地
同	滝田早苗	埼玉県飯能市大字双柳五百七十二番地
同	金子健	埼玉県日高市大字大谷沢三百二十四番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	齊藤修	埼玉県狭山市狭山五番十五号
同	鈴木弘	埼玉県川越市大字豊田本十番地
同	利根川政義	埼玉県川越市大字北田島百四十二番地
同	山下敏郎	埼玉県飯能市大字平松二百五十番地一
同	島村芳孝	埼玉県日高市大字高萩二千七十番地二
同	平野明雄	埼玉県狭山市笹井三丁目二十六番十一号
同	宇佐美日出夫	埼玉県狭山市柏原七百六番地の三
同	水村治雄	埼玉県日高市大字下鹿山二十四番地
監事	栗原勝	埼玉県川越市大字山城六十一番地
同	滝田早苗	埼玉県飯能市大字双柳五百七十二番地
同	金子健	埼玉県日高市大字大谷沢三百二十四番地